

配付基準	全職員
------	-----

## 取扱注意

大分類	共通（法令・通達）
中分類	情報通信類
名称（小分類）	課税第一情報
保存期間（満了日）	暦3年（令和6年12月末）

大阪国税局 課税第一部 審理課

課税第一情報

令和3年3月15日  
第6号

大阪国税局  
審理課

調査担当者  
刮目相待！

# 裁決 NEWS



【留意事項】本情報については、机上に放置したまま離席したり、署外へ持ち出すことのないよう、取扱いに十分注意すること。

## みなし役員の「経営に従事」とは！？

～ 事実認定マスターへの道 ～

（法人税等・令和2年12月15日）

処分

全部取消し

審理課からのメッセージ



課税処分を行うに当たっては、収集した証拠に基づく的確な事実認定を行い、法令に当てはめることが重要です。

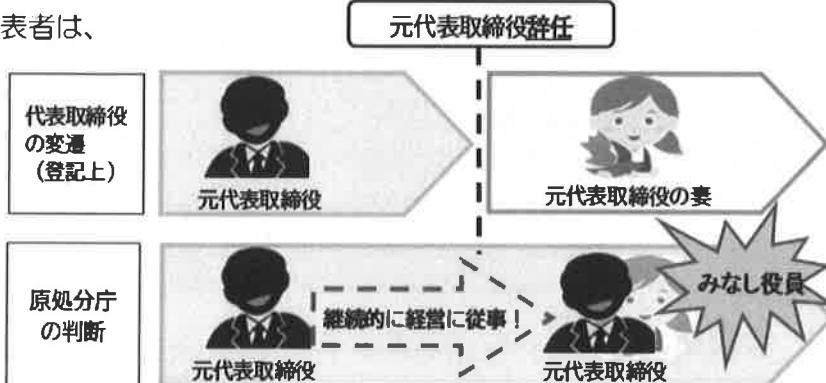
そして、事実認定には客観的な証拠が不可欠であり、特に、質問応答記録書や調査報告書等の供述証拠が、抽象的であったり主觀的な内容になっていると、記載された内容からの事実認定が困難となってしまいます。そのため、供述を証拠化する場面では、供述が具体的な内容（5W1H①誰が、②いつ、③どこで、④何を、⑤なぜ、⑥どのように）になっているかを意識して聴取・記録する必要があります。

## 事案の概要

請求人は、平成24年11月30日に請求人を退職し、代表取締役を辞任した元代表取締役に対して退職金を支給し、損金の額に算入して法人税等の申告を行いました。

原処分庁は、元代表者は、代表取締役を辞任した後も請求人の経営に従事（「みなし役員」に該当）しており、実質的に退職したとは認められることから、元代表者に支給した退職金は退職給与として損金の額に算入できないとして、更正処分等を行いました。

これに対して、請求人は、元代表者は、辞任後は海外に移住しており、請求人の意思決定や経営に関与できる状況になく、請求人から報酬も受けていないのであるから、形式的にも実質的にも請求人を退職しているとして、原処分の全部の取消しを求めました。



## みなし役員について【審判所の判断】

法人税法第2条第15号が、取締役等の法的な地位を有していない者を法人の役員に含めた趣旨は、取締役等と同様に、法人の事業運営上の重要事項に参画することによって法人が行う利益の処分等に対し、影響力を有する者も同法上は役員とするところにあることからすると、同号の「法人の経営に従事している」とは、法人の事業運営上の重要事項に参画していることをいうと解される。

## 裁決要旨

原処分庁は、元代表者が代表取締役の辞任後においても従来どおり請求人の経営に従事しており、請求人のみなし役員に該当するから、請求人を実質的には退職したとは認められない旨主張する。

しかしながら、原処分庁が主張の根拠とする証拠の内容を前提としても、元代表者が辞任後も継続して請求人の事業運営上の重要事項に参画するみなし役員に該当すると認められないことは次の(1)ないし(5)のとおりである。

### (1) 経営会議への出席及び指示命令について



請求人の関連会社の元代表取締役であったAの申述（以下「Aの申述」という。）の信用性については、申述当時請求人とAが係争関係にあったことから、信用性について慎重に検討する必要があるほか、当該申述をもってしても、元代表者の辞任後の経営会議において、請求人の経営方針・予算・人事等の事務運営上の重要事項に係る具体的な指示等の存在を認めることができない。

### (2) 経営会議以外での指示命令について

Aと元代表者の間のLINEのやりとりには、法人グループ間の資金移動に係るものなど様々な指示ともされるようなやりとりがみられ、グループ全体の実質的なオーナーであることはうかがわれるものの、いずれも、辞任から1年10か月後以降のものであり、元代表者が辞任後も継続して請求人の事務運営上の重要事項に係る具体的な指示及び決裁をしていたと認めることは困難である。

### (3) 金融機関に対する元代表者の対応について

Aの申述やLINEのやりとり、その他の証拠からも、元代表者が、辞任後も継続して、金融機関との間で具体的な交渉を行い、自ら最終的な判断をしていたと認めることはできない。

かえって、銀行からの融資につき、辞任の3か月後には、連帯保証人が、辞任後に就任した代表取締役（元代表者の配偶者）に変更されたことが認められ、この事実は、辞任に対応した措置が請求人と金融機関の間で具体的に執られたことを示すものといえる。



### (4) 新規事業の決定等について

原処分庁は元代表者が請求人の新規事業に係る決定等をしていた旨主張するが、当該新規事業の開始は、辞任から約2年半後のことであり、元代表者が本件辞任後間もない時期に新規事業を開始決定したとは認められない。



### (5) その他の事情

元代表者は、本件辞任後、請求人から役員給与等を受領していない。他方で、元代表者の辞任後に就任した代表取締役（元代表者の配偶者）が、元代表者の辞任直後から、請求人の代表取締役としての職務を全く行っていなかったことを認めるに足りる証拠もない。

## 取消裁決に至った主な原因



本裁決の取消しの原因是、原処分庁が、元代表者が請求人において実質的なオーナー（大株主、会社の所有者であること等）といえる立場にあることを立証できていたとしても、代表取締役の辞任後も継続して請求人の経営に従事していた事実、つまり法人の事業運営上の重要事項に係る具体的な指示や最終的な判断を行っていたことを認定するための客観的かつ具体的な証拠の収集が不十分であったことがあります、その他に、元代表者がみなし役員に該当しないことを示す消極的事実（波線部）を過少に評価し、十分に検討を行わなかった点にあります。

## 今後の教訓

みなし役員の該当性の判断に当たっては、

ここで「みなし役員」という事実を認定する必要があります。

なお、当局にとって不利な証拠（消極的事実。裁決要旨の波線部分。）を把握した場合は、不利な証拠を否定できるか十分に検討するとともに、不利な内容を上回る有利な証拠や事実を把握するよう努めることが重要です。